

生徒心得

県立特別支援学校 市川大野高等学園



年 組 氏名

もくじ <目次>

いちかわおおのこうとうがくえんこうそく
〇市川大野高等学園校則 2ページ

せいとこころえ
〇生徒心得 5ページ

いちにち なが
〇一日の流れについて 9ページ

けいたいでんわ りようきてい
〇携帯電話の利用規定
しょくいんしつ はい かた ほけんしつ りよう
職員室の入り方/保健室の利用について 11ページ

およ こういしつ りよう
〇ロッカー及び更衣室の利用について
じどうはんばいき りよう
自動販売機・グラウンドの利用について 13ページ

じてんしゃりようきてい きてい
〇自転車利用規程/アルバイト規定 15ページ

とくべつしどうとう
〇特別指導等について 17ページ

<千葉県立特別支援学校市川大野高等学園校則>

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この校則は、県立特別支援学校管理規則第2条の規定に基づき、千葉県立特別支援学校市川大野高等学園(以下「学校」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 この学校の位置は、千葉県市川市大野町4丁目2274番地とする。

(障害種別、学科及び生徒定員)

第3条 学校における教育の対象とする障害種別及び学科は、県立特別支援学校管理規則第1項別表第1に示されたとおりとする。

2 学校の定員は、一の学年を96名(園芸技術科24名、工業技術科24名、生活デザイン科 24名、流通サービス科24名)とする。

(通学区域)

第4条 通学区域は、全県一区とする。

(修業年限)

第5条 修業年限は、3年とする。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 3学期制とする

1学期 4月1日から8月31日まで

2学期 9月1日から12月31日まで

3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2)日曜日及び土曜日

(3)県民の日を定める条例(昭和59年千葉県条例第3号)に規定する日

(4)学年始め休業日(4月1日から4月5日まで)

(5)夏季休業日(7月21日から8月31日まで)

(6)冬季休業日(12月24日から翌年1月6日まで)

(7)学年末休業日(3月25日から3月31日まで)

(8)臨時休業日(校長が教育上特に休業を必要と認めて、あらかじめ教育委員会に届け出た日)

(非常変災等による臨時休業)

第8条 前条の規定にかかわらず、非常変災その他急迫の事情がある場合は、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

(振替授業)

第9条 校長は、学校運営上特に必要があると認めた場合には、休業日と授業日を相互に振り替えて授業を行うことができる。

第3章 教育課程

(教育課程の編成)

第10条 特別支援学校高等部学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。

2 各学科の教育課程は、別に定める。

(授業終始の時刻)

第11条 授業終始の時刻は、別に定める。

(授業時数等)

第12条 各学科の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の指導時間数(以下「授業時数」という。)及び授業時間割は別に定める。

(修学旅行)

第13条 修学旅行の実施については、教育委員会が別に定める基準により実施する。

(校外行事)

第14条 教育活動の一環として行う校外行事のうち、県立特別支援学校管理規則第12条に掲げられたものについては、教育委員会が別に定める基準により企画し、これを行うものとする。

第4章 教科書及び教材

(教科書)

第15条 使用する教科書は、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択する。

(準教科書)

第16条 教科書の発行されていない教科又は科目については、校長が教科書に準じて使用する教科用図書を定める。

(教材の選定)

第17条 学校において教科書以外の教材を使用する場合は、校長が教育効果の向上のため 有益適切と認めたものとする。

第5章 成績の判定及び卒業等の認定

(成績の判定)

第18条 成績の判定は、担任教員の行った評価その他の資料及びその意見に基づき、学習指導要領に示されている目標を基準として、校長が行うものとする。

(学年の課程の修了)

第 19 条 生徒が学校の定める教育計画に従って履修した成績が満足できると判定された場合は、校長は、学年末において、各学年の課程を修了したことを認定するものとする。

(原級留置)

第 20 条 校長は、各学年の課程の修了を認めることができないと判定した生徒、その他進級させることが教育上不適当であると認める生徒については原学年に留め置くものとする。

(卒業の認定)

第 21 条 校長は、所定の教育課程を修了したと認められる生徒には、卒業を認定し、卒業証書(別記第1号様式)を授与する。

(卒業の認定時期)

第 22 条 卒業を認定する時期は3月とする。

第6章 入学及び退学等

(募集)

第 23 条 第1学年生徒の募集及び入学者の選考の方法等については、教育委員会が定めるところにより行う。

(入学資格)

第 24 条 本校に設置される園芸技術科、工業技術科、生活デザイン科、流通サービス科に入学することのできる者は、次の各号を満たす者とする。

(1) 県内に居住する者

(2) 知的障害を有し、公共の交通機関等を使って通学ができる者

(3) 次のア～ウのいずれかに該当する者

(ア) 中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者

(イ) 中等教育学校の前期課程を修了した者

(ウ) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

(編入学)

第 25 条 本校の第1学年の途中又は第2学年以上に入学することのできる者は、相当年齢に達し、校長が当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた者とする。

(入学の時期)

第 26 条 入学許可の時期は、学年の始めとする。ただし、前条の規定により入学を許可されたときは、この限りでない。

(入学等の手続)

第 27 条 入学を許可された生徒の保護者は、入学の日から7日以内に、保証人と連署した誓約書(別記第2号様式)を校長に提出しなければならない。

(欠席)

第 28 条 病気その他やむを得ない事由により欠席しようとする生徒は、その旨届け出なければならない。

(休学)

第 29 条 病気その他のやむを得ない事由のため3月以上出席することができない生徒は、その事由及び期間を具し、保護者と連署して、医師の診断書等、その事由を証するに足る書類を添え、休学願(別記第3号様式)を校長に提出しなければならない。

2 休学の期間は、3月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(休学の取消)

第 30 条 休学の許可を受けた後3月までにその事由がなくなったときは、その事情及び期日を具し、保護者及び保証人と連署して、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、休学取消願(別記第4号様式)を校長に提出しなければならない。

(復学)

第 31 条 休学中の生徒が、その事由がなくなったことにより復学しようとするときは、その事情及び期日を具し、保護者及び保証人と連署して、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、復学願(別記第5号様式)を校長に提出しなければならない。ただし、休学の許可を受けた後3月までの間は、復学を願い出ることはできない。

2 休学期間の満了後1月を経過して、復学又は退学の手続をしない生徒については、校長は、退学を命ずることができる。

(転学及び退学)

第 32 条 転学又は退学しようとする生徒は、転学願(別記第6号様式)又は退学願(別記第7号様式)を校長に提出しなければならない。

(忌引等の取扱い)

第 33 条 生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかった時は、欠席の取扱いをしない。

(1) 忌引

(2) 学校安全保健法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止

(3) 暴風, こう水, 火災その他の非常変災による事故

(4) 前各号に掲げるもののほか, 校長が必要と認める場合

2 前項の規定により欠席の取扱いをしない日数は, 前項第1号に掲げるものにあつては父母については7日, 祖父母又は兄弟姉妹については3日, 曾祖父母又は伯叔父母について1日とする。ただし, 葬祭のため, 遠隔の地に旅行する必要がある場合には, 往復日数を加算することができる。

3 第1項第2号から第4号までに掲げるものにあつては, その都度必要と認められる日数とする。

4 忌引きにより欠席した生徒は, その旨届け出なければならない。

第7章 保護者及び保証人

(保護者及び保証人)

第34条 保護者は, 生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは, 後見人又は後見人の職務を行う者)とする。ただし, 成年に達した生徒に対しては, これに準ずるものとする。

第35条 保証人は, 独立の生計を営む成年者で, 学校に対して保護者とともに生徒に関する一切の責任を負うことができる者の中から, 保護者が選定するものとする。

第36条 校長は, 保証人が適当でないと認めたときは, これを変更させることができる。

第37条 保護者は, 本人, 保証人又は生徒が転居又は氏名変更した場合には, 速やかに校長に届け出なければならない。

第38条 保護者又は保証人が変更したときは, 改めて誓約書を提出しなければならない。

第8章 賞罰等

(表彰)

第39条 校長は, 学業, 人物その他について優秀な生徒に対しては別に定めるところにより表彰することができる。

(懲戒)

第40条 教育上必要がある生徒に対しては, 別に定めるところにより, 懲戒処分を行うものとする。

2 懲戒処分は退学, 停学及び訓告とする。

(き損等の弁償)

第41条 校舎及び校有物をき損し又は亡失した生徒に対しては, 別に定

めるところにより, その全部又は一部を弁償させるものとする。

第9章 雑 則

(文書の経由)

第42条 生徒が校長に提出する文書は, すべて担任教員を経由しなければならない。

(細則等の制定)

第43条 この校則施行上必要な細則並びに生徒の管理及び指導等に関する規程は, 校長が別に定めるところによる。

せ い と こ ろ え ＜生徒心得＞

こ の 心 得 は 本 校 生 徒 と し て の あ り 方 を 本 校 校 則 に 基 づ い て 示 す も の で あ る 。

I 学 校 生 活 に つ い て

1 通 学

- (1) 積 極 的 な あ い さ つ を 心 が け る 。 相 手 の 目 を 見 て あ い さ つ を し て か ら 会 釈 す る
 - (2) 学 校 ま で の 通 学 ま た は 通 学 途 中 で 自 転 車 の 利 用 を 希 望 す る 場 合 は 、 学 校 所 定 の 届 出 を 提 出 し 、 許 可 を 受 け る 。 た だ し 、 JR 市 川 大 野 駅 か ら 学 校 ま で の 自 転 車 通 学 は 許 可 し な い 。
 - (3) 携 帯 電 話 は 安 全 上 の 理 由 に よ る 場 合 の み 所 持 を 認 め る 。 そ の 際 は 学 校 に 届 出 を 提 出 し 、 緊 急 時 以 外 の 使 用 は 禁 止 と す る 。
 - (4) 市 川 大 野 駅 か ら の 登 下 校 は 、 通 学 路 が 狭 い た め 以 下 の 点 に 気 を つ け る 。
- ・ 集 団 で 登 下 校 し な い 。 (不 審 者 対 策 の 場 合 は 例 外 と す る)
 - ・ 白 線 の 内 側 を 歩 く 。 人 が 来 た ら 道 を ゆ ず る 。 歩 き ス マ ホ ・ 音 楽 を 聴 き な が ら 登 下 校 し な い 。
 - ・ 交 差 点 で 信 号 待 ち の 場 合 は 、 で き る だ け 前 に 詰 め 後 ろ は 歩 行 者 ・ 自 転 車 の た め に あ け て お く 。
- (5) 下 校 時 は 寄 り 道 を せ ず ま っ す ぐ 家 に 帰 る 。 駅 の ホ ー ム に は 居 座 ら な い 。

2 校 内 生 活

- (1) 財 布 や 携 帯 電 話 な ど の 貴 重 品 は 自 分 の ロ ッ カ ー に 入 れ 、 鍵 を か け て 自 分 で 管 理 す る 。
- (2) 所 持 品 に は 名 前 を つ け る 。 物 を な く し た り 拾 っ た り し た ら 職 員 に 届 け 出 る 。
- (3) 生 徒 同 士 で 金 品 の 貸 し 借 り は し な い 。 ま た 、 お ご っ た り 、 い ら な い も の を 譲 っ た り し な い 。
- (4) 学 習 上 関 係 の な い も の は 持 っ て こ な い 。
- (5) 校 内 で 会 っ た 人 に は 自 分 か ら あ い さ つ を 心 が け る 。
- (6) 金 品 の 持 ち 込 み は 1000 円 程 度 と す る 。 特 別 な 理 由 で 高 額 を 持 ち 込 む 場 合 は 担 任 に 報 告 す る 。
- (7) 時 計 に 関 し て は 通 信 機 能 の な い も の を 使 用 す る 。
- (8) 折 り た た み 傘 を 携 帯 し 緊 急 な 場 合 に 備 え る よ う に す る 。

3 出欠席に関する事項

- (1) 病気や家庭の都合などで欠席する時は、事前に電話等で連絡する。
- (2) 事故や交通機関の遅れ、トラブルなどで遅れる場合には必ず学校へ連絡する。
- (3) 遅刻した場合には、授業担当者に申し出てから席に着く。担任にも報告する。
- (4) 早退や保健室等で授業を休む場合は、担任、授業担当者の許可を得る。
- (5) 早退する場合は担任の許可を得る

4 校外生活

- (1) アルバイトは原則認めない。家庭の事情等で行う場合は、学校に届け出て許可を受けた上で保護者の承諾・監督のもとで就業する。
- (2) 夜間の外出はひかえる。(午後11時以降の生徒の外出は条例で禁止。)
- (3) 乗用車、自動二輪車及び原動機付き自転車の運転免許証の取得は、禁止とする。
ただし、進路の関係で免許が必要な場合はこの限りでない。
- (4) 法律・条例で禁じられている行為(飲酒、喫煙、無免許での自動二輪車・車等の運転、未成年の立ち入りが禁止されている場所への出入り等)はしない。
- (5) 部活動の応援は制服で参加し、マナーや身だしなみを整えて応援する。

5 その他

いかなる場合にも、暴力を用いてはならない。また、いじめは許さない。

II 服装等に関する規定

1 制服

①学校指定のものを正しく着用する

②Yシャツ・ブラウスは白で無地のものを着用する。

③夏服期間は、ブレザー、ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。

④Yシャツ・ブラウスの下に着るインナーは、白・黒・紺・ベージュの無地とする

⑤ベルトは、黒または茶のものを着用する。

⑥靴下は、紺、黒または白で無地のものを着用する。ワンポイントは可とする。

⑦スカートの長さは、膝にかかる程度とする。

⑧靴下は、紺、黒または白で無地のものを着用する。ワンポイントは可とする。

⑨タイツ、ストッキング等を着用する場合は、黒または肌色で無地のものとする。

⑩スラックスまたはスカートを選択して着用する。

※公式な場(入学式等の式典やインターシップ等)においてはネクタイ・リボンを着用する。また、インナーは白で統一する。

2 通学靴・履き物

①通学靴は、黒または茶の革靴(ビジネスシューズ)を原則とする。

②上履きは、白の運動靴とする。ラインやマーク等に着色のあるものは可とする。

③外履きは、通学靴・上履きとは区別し、華美ではない色・デザインの運動靴とする。

3 防寒着・ベスト等

①コート等の防寒着は、無地のものを着用する。(色は紺、黒、茶、グレー等)

②ブレザーの下に、紺、黒、茶またはグレー、白、ベージュで無地のセーター、カーディガン、ベストを着用してもよい。ワンポイントは可とする。(冬季はダウンのベストも可とする)

③夏服期間は、上記と同様の色・デザインのベストを着用してもよい。

4 頭髪・身だしなみ

- ①頭髪は、清潔感のある髪型であること。
- ②頭髪の染色や脱色及びパーマ等の加工はしない。
- ③髪飾り(リボン、ヘアピン等)は華美でない色(黒・茶・紺・グレー等)のものを使用する。
- ④ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品は、身に付けない。リボン、ヘアピン等は可とする。
- ⑤口紅、アイシャドー、マニキュア等の化粧はしない。

5 着用期間等

- ①制服の着用期間は、原則として次の通りとする。
夏服 5月1日～10月31日 冬服 11月1日～4月30日
- ②衣替えの移行期間は、原則として5月1日、11月1日の前後1週間とする。
- ③気候、その他の事由により、上記期間を変更することがある。

6 その他

- ①作業着の着用の仕方については各学科・コースの指導に従う。
- ②体操服は、学校指定のものを着用する。
- ③部活動の活動着は体操服を基本とし、部活ごとのユニホームや練習着は顧問の判断で着用してもよい。

＜一日の流れについて＞

R4.4.1改訂

じかん 時間	じはい 時配	かつどうないようとう 活動内容等	き 気をつけること
～8:35	とうこう 登校	つうがく 通学	<ul style="list-style-type: none"> ・何か困ったことが起こったときには学校または自宅に携帯電話などで連絡する。 ・携帯電話は歩きながら等、〇〇しながらの利用はしない。 ・通学路ではヘッドホンをして音楽等を聴かない。 ・通学路は狭いので横に広がって歩かない。(白線の内側を歩く。交差点では前に詰めて人が通れるようにする。) ・大人数で駅の待ち合わせをしない。 ・防寒具の着脱は昇降口で行う。 ・学校に着いたら貴重品や携帯電話はロッカーにしまう。
8:35～8:45	SHR	ほんじつ にっていかくにんとう 本日の日程確認等	<ul style="list-style-type: none"> ・話をよく聞いて日課に沿って活動する。
8:45～9:00	せいそう 清掃	ぶんたんごと せいそう 分担毎の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の分担場所をきれいに掃除する。
9:05～9:50	1	せんもん きょうかとう 専門・教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレなどをすませる。 ・机の上やロッカーを整理整頓する。
10:00～10:45	2	せんもん きょうかとう 専門・教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧な言葉遣いをする。
10:55～11:40	3	せんもん きょうかとう 専門・教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・移動教室は時間を意識して余裕を持って行動する
11:50～12:35	4	せんもん きょうかとう 専門・教科等	
12:35～12:55	ちゅうしょく 昼食	べんとうなど お弁当等	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくりよく噛んで食べるようにする。
12:55～13:15	ひるやす 昼休み	うんどう・どくしょとう 運動・読書等	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みは校内のものを利用して楽しむ。

		せつきよくてき からだ うご ※積極的に体を動かす。	たいいくかん など りよう ばあい ふんまえ 体育館・グラウンド等を利用した場合は 5分前に しょう かたづ つぎ じゆぎよう じゆんび 使用したものを片付け、次の授業の準備をする。 12:55まではちゆうしょく はみが じかん あそ じかん 昼食や歯磨きの時間、遊びの時間はそれ以降とする。
13:25～14:10	5	せんもん きょうかどう 専門・教科等	たいいく ・体育が終わったら、あせ しまつ など 汗の始末やシャツ等をかえる。
14:20～15:05	6	せんもん きょうかどう 専門・教科等	ひつよう こういしつ きが 必要があれば更衣室をあけてもらい着替えるようにする。
15:20～15:35	SHR	あした よてい かくにんどう ・明日の予定の確認等	ぶかつ ばあい しゅうりょうご ひつよう おう ・部活がある場合SHR終了後、必要に応じて、すみやかにきが 着替える。
15:35～16:45 16:50～	ぶかつ 部活 げこう 下校	ぶかつ ひ ぶかつ ・部活のない日、部活 にゆうぶ に入部をしていない せいと げこう 生徒は下校 ぶかつ にゆうぶ ・部活に入部をしてい る生徒は 17:00 まで げこう に下校	ぶかつ げんそく げつ・すい・きん しゅう かかん ・部活は原則、月・水・金の週3日間である。 ぶかつ お げこう ・部活が終わったらすみやかに下校し、17:00には せいもん つうか どりょくもくひょう 正門を通過できるようにする。(努力目標) けいたいでんわ しょうほうほう こうつう まもり あんぜん 携帯電話の使用方法や交通ルールを守り、安全に げこう 下校する。 ある いんしょく ・歩きながらの飲食はしない。

けいたいでんわりようきてい
＜携帯電話利用規定＞

① がっこう しょう かぎ ほかん
学校では使用しない。(ロッカーに鍵をかけて保管する。)

がっこうない しょう ばあい かいいげんじゆうちゆうい かいい しゅうかん も こ きんし
学校内で使用していた場合は1回目嚴重注意、2回目は2週間持ち込み禁止とする。

② こうきょう ば まも しょう
公共の場ではマナーを守って使用する。

こうきょう ば しょう めいわく ばしよ えら しょう
・公共の場で使用するときには迷惑にならない場所を選んで使用する。

つうがく とちゆう ある しょう ほごしや れんらく あんぜん ばしよ と
・通学の途中に歩きながら使用しない。(保護者への連絡は安全な場所に止まっておこなう。)

③ ある じてんしゃ の な しょう
歩きながら、自転車に乗りながらなど、何かを「しながら」の使用はしない。

つうがく など ある りよう かいいげんじゆうちゆうい かいい しゅうかん も こ きんし
通学路等で歩きスマホやヘッドホンの利用は1回目嚴重注意、2回目は2週間持ち込み禁止とする。

④ あいて きも はいりよ れんらく
相手の気持ちに配慮して連絡する。

⑤ あいて きよか きのう しゃしん どうが と
相手の許可なくカメラ・ムービー機能で写真や動画を撮らない。

⑥ きけん えつらん
フィルターをかけ危険なサイトは閲覧しない。

⑦ じぶん なまえ こじんじょうほう か こ
自分の名前などの個人情報を書き込まない。

⑧ けいじばん わるくち か
掲示板やメールで悪口やうわさを書かない。

⑨ じぶん おく いや きも ひと おく
自分が送られて嫌な気持ちになるようなメッセージは人に送らない。

⑩ こま ま こ ほごしや せんせい かなら そうだん
困ったことやトラブルに巻き込まれたときは、保護者や先生に必ず相談する。

◎ とう りよう
SNS等の利用について。

ほう おか こうい ばあい りよう せいげん
・法を犯す行為があった場合は SNS の利用を制限する。

ほう おか こうい ばあい しゅうかん がっこう も こ きんし
・法を犯す行為があった場合は 2週間、学校への持ち込みを禁止する。

ひつよう おう とくべつしどう おこな
また、必要に応じて特別指導を行う。

とくべつしどう ご かいぜん み ばあい も こ きんし
・特別指導後、改善が見られない場合は持ち込みを禁止する。

＜職員室の入り方＞

- ①職員室に入るときは、ノックして「失礼します」といってドアをあける。
- ②近くの先生に聞こえるように「〇年〇組〇〇です」と自分の所属を伝え、「〇〇の用件できました。〇〇先生は、いらっしゃいますか。」と相手と呼ぶ。
- ③用事がすみ、職員室を出るときにはドアの前で「失礼しました」と言って礼をしてからドアを開けて退室する。
- ④職員室へは2カ所の入り口の使用を許可する。1年生・2年生の先生方に用事がある場合は、中央扉を使用する。3年生・進路・特別支援コーディネーター・生徒指導の先生方に用事がある場合と手紙を取りに来る場合は、図書室側の入り口を使用する。

＜保健室の利用について＞

- ①保健室に来室する場合は、必ず担任・学年教科担当等に許可を得て、電話連絡後に来室する。先生の許可をもらってから入室すること。
- ②急を要さないもの（相談事・軽いケガ等）は清掃中や授業時間中に来室は控える。
- ③保健室では保健室の先生の指示に従い、静かに過ごす。勝手に備品には触らない。
- ④部活動中に起こったケガはすぐに顧問の先生に伝え、部活動の時間に来室する。
- ⑤保健室の休養は原則1時間までとする。それでも具合が悪い時は早退する。
◎保健室で休養した場合や、朝から体調が悪い場合は原則、部活動には参加しないで下校する。
- ⑥応急手当をする場所なので継続的な手当は行わない。家庭でのケガは家で手当を行う。
- ⑦保健室で借りたものは洗濯や新しいものを購入する等して、すぐに返却する。

<ロッカー及び更衣室の利用について>

① 財布や携帯電話等の貴重品はロッカーの中にそのまま置かず、かばん等に入れて保管する。

② 自分のロッカーの暗証番号を教えたり、他の人の暗証番号を見たりしない。

③ 携帯電話をいじったり、財布の中身を出したりしない。

④ 利用後はロッカーを閉め、ダイヤル鍵を必ず回す。

⑤ 更衣室を出たら、トイレの鏡等で身だしなみをチェックする。

⑥ 更衣室に入りたい時は同性の教師に言って鍵をあけてもらう。

※近くに教師がいない時には職員室に行って鍵をあけてもらう。

⑦ 更衣室の利用時間

・朝の着替え 8:05～8:30

・昼の着替え 12:55～13:15

・帰りの着替え(部活動なし生徒及び部活動がない日) 15:05～15:20

※下校時間が早まる場合は SHR 終了時間後15分間とする。

・帰りの着替え(部活動実施日) 16:30～16:50

※時間になっても更衣室が空いていない時には職員室に声をかける。

⑧ ロッカーから更衣室へ衣類を持ち込むときは大きい袋等に入れるようにする。

＜自動販売機・グラウンドの利用について＞

①自動販売機について

- ・自動販売機を利用するための費用は学校へ持ち込み可とする。
- ・自動販売機は休み時間のみ利用可とする。(授業中は原則として利用しない。)
- ・自動販売機の利用で出たゴミは指定のゴミ箱に入れる。(分別を間違えないように注意する)
- ・自動販売機で購入したものはベンチもしくは教室のイスに座って飲むようにする。※歩きながら、廊下で立ちながらの飲食は禁止とする。
- ・生徒間でのお金の貸し借りは絶対にしない。
- ・学校内で金銭トラブルを起こした場合は、自動販売機の利用を不可とする。

②グラウンドについて

- ・昼休みはグラウンドの利用を可とする。(他の休憩時間は利用不可)
- ・利用時間帯は 12:55～13:15 とする。
- ・グラウンドではボールの利用は、可とする。

※ボールはバレーボールやサッカーボールなど大きいサイズのもの

- ・雨の日やグラウンド状況が悪いとき(雨上がりで水溜りがある等)は利用しない。

じてんしゃりようきてい
＜自転車利用規定＞

- ① じてんしゃは、道路の左側の端に寄って通行する。
- ② 歩道では、歩道中央から車道寄りの部分を徐行する。歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止する。
- ③ 二人乗りは禁止とする。
- ④ 傘をさしたり物を持ったり等、視野を妨げ又は安定を失うおそれがある方法では運転しない。
- ⑤ 自転車を運転するときは、携帯電話を持って通話や操作、又は画面を注視しない。
- ⑥ イヤホン等を使用してラジオ等を聴くなど、安全に運転することができない状態で自転車を運転しない。
- ⑦ ブレーキが故障している自転車には乗らない。また、尾灯、反射器材のない自転車には、夜間乗らない。
- ⑧ 自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央(中央線があるときは、その中央線)から左の部分、その左端に沿って通行する。
- ⑨ 「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止する。「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず徐行し、左右をよく見て、安全に通行する。
- ⑩ 通学に自転車を利用する時は自転車通学届を提出する。通学には自転車利用許可証のシールを貼った自転車を利用し、通学届に記入したルートで登下校する。
- ※交通ルールを守らない者、乗り方にマナー違反がある者については許可を取り消す
- ⑪ 自転車は月に1回程度、担任又は保護者に整備状況を確認してもらう。
- ※整備不良及び不正改良の自転車は利用不可とする。
- ⑫ ヘルメットの着用は任意とするが、着用することが望ましい。千葉県では自転車保険への加入は条例で義務付けられている。

＜アルバイト規定＞

◎アルバイトは^{がくぎょうせんねん}学業専念の^{しゅし}趣旨から^{げんそく}原則認めない。しかし、^{かてい}家庭の^{じじょうなど}事情等で^えやむを得ず^{おこな}行う場合は

^{がっこう}学校に^{そうだん}相談した^{あと}後、^{ひつようしるい}必要書類を^{がっこう}学校に^{ていしゅつ}提出して、^{きょかしょう}許可証の^{はっこう}発行を受け、^{ほごしゃ}保護者の^{しょうだく}承諾、^{かんとく}監督の^{うえ}上

であれば^{しゅうぎょう}就業を^{みと}認める。また、^{むだん}無断で^{おこな}アルバイトを行わない。

(1) 次の項目に該当する場合は、^{つぎ}原則として^{がいてう}アルバイトを^{げんそく}許可しない。

① ^{おも}主に、^{いんしゅ}飲酒を^{もくてき}目的とする^{ばしょ}場所での^{しゅうぎょう}就業をする^{ばあい}場合。

② ^{いち}1日^{じかん}8時間を超えて^{ろうどう}労働をする^{ばあい}場合。

③ ^{しゅくはく}宿泊を^{ともな}伴う^{ばあい}場合。

④ ^{ふうきじょう}風紀上、^{ゆうわく}誘惑を受けやすい^う場所、^{ばしょ}時間での^{じかん}勤務の^{きんむ}場合。^{ばあい}

⑤ ^{など}バイク等の^{うんてん}運転する^{ぎょうむ}業務に^{たずさ}携わる^{ばあい}場合。

⑥ ^{がっこう}学校での^{じゅぎょうしゅうりょうご}授業終了後に^{きんむ}勤務する^{ばあい}場合。(土日・祝日は可)

⑦ ^{ごご}午後6時を超えて、^{きんむ}勤務をする^{ばあい}場合。

(2) アルバイト^{じっしちゅう}実施中の^{りゅういじこう}留意事項

① ^{ひごろ}日頃の^{がっこう}学校で^{まな}学んでいることを^い生かし、^{しんし}真摯に^{ろうどう}労働に^と取り組む。

② ^{すいぶんほきゅう}水分補給などの^{たいちょうかんり}体調管理を^{おこな}しっかり行い、^{むり}無理を^とせず^とに取り組む^くようにする。

③ ^{ちゅう}アルバイト中に^{もんだいこうどう}問題行動を^お起こしたり、^{がくぎょう}学業をおろそかに^{ばあい}した場合は^う打ち切りとする。

(3) その他

・ ^{がっこう}学校 ^{れんけい}連携 ^{じぎょうしょとう}事業所等から^{いらい}アルバイトの^{ばあい}依頼があった場合は、^{しんろ}進路指導部と^{そうだん}相談の上、

^と取り組み方について^{かた}決定を^{けつてい}していく。

・ ^{ふうきじょうとう}風紀上等で^{もんだい}問題があると^{おも}思われる^{しよくしゅ}職種については^{しょうにん}承認できない^{ばあい}場合がある。

とくべつしどうとう
<特別指導等について>

ざいがくちゆう もんだいこうどう お こす つぎ しどう う とくべつしどう もんだいこうどう
 在学中に問題行動を起こすと次のような指導を受けることになります。特別指導は問題行動を
 ふ かえ おな く かえ おこな とくべつしどう おこな ばあい かなら じっしゅうさき
 振り返り、同じことを繰り返さないために行います。特別指導を行った場合は、必ず、実習先や
 しゅうしょくさき きぎょう ほうこく
 就職先の企業に報告します。

もんだいこうどうこうもく 問題行動項目	しどうないよう 指導内容	かいぜん み ばあい たいおう 改善が見られない場合の対応
こうそくいはん かい 校則違反3回	げんじゅうちゅうい 嚴重注意	とくべつしどう にちいじょう 特別指導1日以上
せいとかん 生徒間トラブル	げんじゅうちゅうい 嚴重注意	とくべつしどう にちいじょう 特別指導1日以上
きんせん 金銭トラブル	にちいじょう とくべつしどう 1日以上の特別指導	とくべつしどう かいじょう 特別指導2日以上
ぼうりよく 暴力	にちいじょう とくべつしどう 1日以上の特別指導	とくべつしどう かいじょう 特別指導3日以上
けいたい 携帯トラブル	にちいじょう とくべつしどう 1日以上の特別指導	とくべつしどう かいじょう 特別指導3日以上
いんしゅ きつえん 飲酒・喫煙	にちいじょう とくべつしどう 1日以上の特別指導	とくべつしどう かいじょう 特別指導4日以上
まんび 万引き	にちいじょう とくべつしどう 1日以上の特別指導	とくべつしどう かいじょう 特別指導4日以上
いじめ	かいじょう とくべつしどう 3日以上の特別指導	とくべつしどう かいじょう 特別指導5日以上
たしよほうこうい その他触法行為	かいじょう とくべつしどう 3日以上の特別指導	とくべつしどう かいじょう 特別指導5日以上

- * いじめや生徒間トラブルでの暴言・暴力は許しません。
- * 学校の公共物(窓ガラス等)を故意に壊してしまった場合は関係する職員で話し合い、必要に応じて弁償してもらう場合があります。
- * 携帯電話・スマートフォンのトラブルで、個人情報流出・仲間はずれ・嫌がらせ等、悪質な内容は1回目であっても使用停止になる場合もあります。
- * 上記にない悪質な触法行為や問題行動を繰り返す場合は、内容を検討し対応します。
- * インターンシップやデュアル実習等においては進路指導部と協議して、中止や延期になる場合があります。
- * 無断でアルバイトを行った場合は、保護者・学校で協議の上、検討し対応します。
- * 特別指導が長期に渡る場合は自宅謹慎になる可能性もあります。
- * 特別指導を受ける場合の申し渡し・解除については保護者同席のもと行うものとする。